

瀬戸市消防本部訓令第1号

消防本部

消防署

瀬戸市火災予防査察規程（平成20年瀬戸市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

瀬戸市消防長 遠山 満

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(査察員の遵守事項)</p> <p>第7条 査察員は、査察を行うときは、法第4条第2項から第4項までの規定（第16条の5第3項の規定により準用する場合を含む。）のほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 関係者、防火管理者、<u>防災管理者</u>、危険物保安監督者その他責任がある者（以下「関係者等」という。）の立会いを求めること。</p> <p>(2)から(4)まで <省略></p> <p>(通知書の交付等)</p> <p>第11条 査察員は、査察（第12条に規定する査察対象物を対象とするものを除く。以下この条において同じ。）を行ったときは、指導記録書及び立入検査結果通知書（以下「通知書」という。）<u>又は消防長が別に定める様式により、</u>消防長に査察の結果を報告するものとする。</p> <p>2から5まで <省略></p> <p><u>6 査察を行った結果、不備事項又はその他の指摘事項が無いとき又はその程度が軽微であると</u></p>	<p>(査察員の遵守事項)</p> <p>第7条 査察員は、査察を行うときは、法第4条第2項から第4項までの規定（第16条の5第3項の規定により準用する場合を含む。）のほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 関係者、防火管理者、危険物保安監督者<u>その他責任がある者</u>（以下「関係者等」という。）の立会いを求めること。</p> <p>(2)から(4)まで <省略></p> <p>(通知書の交付等)</p> <p>第11条 査察員は、査察（第12条に規定する査察対象物を対象とするものを除く。以下この条において同じ。）を行ったときは、指導記録書及び立入検査結果通知書（以下「通知書」という。）<u>を作成し、</u>消防長に査察の結果を報告するものとする。</p> <p>2から5まで <省略></p>

して消防長が別に定める基準（以下この項及び第14条第1項において「処理基準」という。）に該当するときは、査察員は、第2項から第4項までの規定にかかわらず、処理基準に定める程度に応じ、査察の結果を口頭により通知し、又は改善計画・報告書の提出を省略することができる。

（指導書の交付等）

第14条 消防長は、第11条第4項の規定により改善計画・報告書の提出を求められた関係者が当該改善計画・報告書を提出しないとき（現に不備事項が改善されていると査察員が認めるとき及び処理基準に該当するときを除く。）その他必要と認めるときは、当該関係者に指導書を交付するものとする。

2 <省略>

（違反の処理）

第15条 <省略>

2 消防長は、指導書の交付を受けた関係者が前条第2項の規定による求めに応じないとき（現に不備事項が改善されていると査察員が認める場合を除く。）その他必要と認めるときは、瀬戸市火災予防違反処理規程の定めるところにより処理する。

（指導書の交付等）

第14条 消防長は、関係者が第11条第4項に規定する改善計画・報告書の提出をしないとき（現に不備事項が改善されている場合を除く。）その他必要と認めるときは、当該関係者に指導書を交付するものとする。

2 <省略>

（違反の処理）

第15条 <省略>

2 消防長は、指導書の交付を受けた関係者が前条第2項の規定による求めに応じないとき（現に不備事項が改善されている場合を除く。）その他必要と認めるときは、瀬戸市火災予防違反処理規程の定めるところにより処理する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。